

福島大学うつくしまふくしま未来支援センター規則

制定 平成24年3月13日

改正 平成25年3月 7日

改正 平成26年3月 6日

改正 平成28年3月 8日

改正 平成31年3月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定）第4条の2第4項の規定に基づき、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害に関し、生起している事実を科学的に調査・研究することにより、福島大学（以下「本学」という。）における災害復興に関する研究及び教育の活性化・高度化を図るとともに、本学の研究成果及び知的財産等の知的資源を還元して被災地の復旧・復興を支援することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、センターは、研究活動推進、教育活動推進及び地域支援活動推進に係る学内組織及び他大学等と相互に連携し、その総合調整を図るものとする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 復旧・復興の支援のための調査・研究に関すること。
- 二 復旧・復興を持続的に担う人材育成に関すること。
- 三 復旧・復興に関する広報及び成果の普及に関すること。
- 四 復旧・復興に関する民間及び地方自治体等外部機関からの委託事業等に関すること。
- 五 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 企画・コーディネート部門
- 二 こども支援部門
- 三 地域復興支援部門

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 部門長 3人
- 四 副部門長 3人
- 五 サテライト長 1人
- 六 サポートセンター員

2 センターに、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- 一 特任教授、特任准教授及び特任助教
- 二 客員教授及び客員准教授
- 三 特任研究員
- 四 客員研究員
- 五 特任専門員
- 六 サテライト主任
- 七 その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、本学の教授又は准教授のうちから、学長が選考する。

3 センター長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 センター長の任期が満了するとき。
- 二 センター長が辞任を申し出たとき。
- 三 センター長が欠員になったとき。

4 センター長の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期満了の日の30日前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合には、速やかにこれを行う。

5 センター長の任期は2年とし、再任、重任を妨げない。

6 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長を補佐する。

2 副センター長は、センター長が選考し、役員会の意見を聴取の上、学長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、任期の末日は、当該副センター長を任命するセンター長の任期の末日以前でなければならない。

4 副センター長は、再任、重任を妨げない。

(部門長)

第8条 部門長は、部門の業務を的確に遂行する。

2 部門長は、センター長が選考し、役員会の意見を聴取の上、学長が任命する。

3 部門長は、センター長又は副センター長が兼ねることを妨げない。

4 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、辞任したとき又は欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第9条 副部門長は、部門長を補佐する。

2 副部門長は、センター長が選考し、役員会の意見を聴取の上、学長が任命する。

3 副部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、辞任したとき又は欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(サテライト長)

第10条 サテライト長は、全てのサテライトの運営管理を適正に行う。

2 サテライト長は、部門長又は副部門長が兼ねることを妨げない。

3 サテライト長は、センター長が選考し、第14条第1項に規定する福島大学うつくしまふくしま未来支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て、センター長が任命する。

4 サテライト長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、辞任したとき又は欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(サテライト主任)

第11条 サテライト主任は、サテライト長を補佐する。

2 サテライト主任は、サテライトに勤務する特任専門職員の中からサテライト長がセンター長へ推薦し、センター長が選考し、運営会議の議を経て、センター長が任命する。

3 サテライト主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、辞任したとき又は欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特任教授等)

第12条 第5条第2項第2号から第7号に規定する者（以下、「特任教授等」という。）

は、センターの業務に従事する。

- 2 特任教授等の選考は、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任教授等の選考に関する要項（平成23年8月1日制定）の定めるところによる。
- 3 特任教授等は、いずれかの部門に属する。
- 4 特任教授等のうち、第5条第2項第2号から第4号に規定する者の選考は、別に定める。
（サポートセンター員）

第13条 サポートセンター員は、センターの業務に従事する。

- 2 サポートセンター員は、センターが実施するプロジェクトに参加する本学の教職員をもって充てる。
- 3 サポートセンター員は、部門長がセンター長へ推薦し、運営会議の議を経てその者が所属する部局長の承諾を得た後、センター長が任命する。
- 4 サポートセンター員は、いずれかの部門に属する。
- 5 センター長は、運営会議の議を経てサポートセンター員の任を解くことができる。
（運営会議）

第14条 センターの運営に関する事項を審議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関する事項は、別に定める。
（事務）

第15条 センターに関する事務は、地域連携課において処理する。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

福島大学うつくしまふくしま未来支援センター運営会議規程

制定 平成24年3月13日

改正 平成25年3月29日

改正 平成26年3月31日

改正 平成28年3月30日

改正 平成31年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター規則（平成24年3月13日制定。以下「センター規則」という。）第14条第2項の規定に基づき、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 運営会議は、センター規則第3条各号に規定する事項及び福島大学うつくしまふくしま未来支援センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの管理及び運営の方針に関すること。
- 二 センターの人事に関すること。
- 三 センターの予算及び決算に関すること。
- 四 センターの施設及び設備の整備に関すること。
- 五 その他センターに関する必要な事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 部門長 3人
- 四 サテライト長
- 五 地域連携課長
- 六 その他運営会議が必要と認めた者

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 議長は、運営会議を招集する。

2 議長は、委員の半数以上が運営会議の開催を要求した場合は、速やかに運営会議を招集しなければならない。

(定足数及び議決)

第6条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第2条第2号に規定する議事は、前2項の規定にかかわらず、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 運営会議は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、地域連携課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関する必要な事項は、運営会議において定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

『福島大学うつくしまふくしま未来支援センター年報』研究報告投稿規程

2014. 12. 10 制定

2016. 11. 08 改正

[1] 編集委員会

『福島大学うつくしまふくしま未来支援センター年報』の編集・刊行については、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター運営会議において編集委員会を組織してこれを行う。編集委員会は、運営会議により選出された編集委員長および若干名の委員によって構成される。

[2] 原稿の提出

1. 投稿する原稿は、完成された原稿に限る。受理後の修正、差し替えは受け付けない。
2. 原稿は規定の投稿票とともに編集委員会に提出する。①打ち出し原稿、②作成原稿をメール添付ファイルかCD-R等の記録メディアに入れて提出する。

[3] 原稿の形式

投稿原稿は、『福島大学うつくしまふくしま未来支援センター年報』研究報告テンプレートにしたがって作成する。注・図・表・参考文献などの形式はテンプレートを参照すること。投稿原稿の執筆は、ワード・プロセッサ（Word）を使用する。

[4] 原稿の長さ

投稿原稿の文量は、和文・英文ともに、原則として<印刷頁数 10 頁以内>とする。ただし超過頁数は 2 頁までとし、それ以上の超過は認めない。

[5] 原稿の校正

著者校正は、原則として初稿のみとする。著者校正にあたっては、とくに編集委員会が認める場合を除き、誤植以外の加筆・修正はできない。

[6] その他

1. 『福島大学うつくしまふくしま未来支援センター年報』に掲載されたいかなる文書も、その複製権と公衆送信権はうつくしまふくしま未来支援センターに委託されたものとみなされる。研究報告は全て福島大学学術機関リポジトリに登録する。
2. 執筆に際して問題が生じた場合は、編集委員会において協議しこれを決する。

うつくしまふくしま未来支援センター員名簿

所 属	職 名	氏 名
センター長	行政政策学類教授	菊地 芳朗
副センター長、企画・コーディネート部門長	共生システム理工学類教授	山口 克彦
センター長アドバイザー	客員教授	山川 充夫
企画・コーディネート部門	副部門長・行政政策学類教授	鈴木 典夫
	相双地域支援サテライト長・特任教授	仲井 康通
	事業コーディネーター	葛西 裕美
こども支援部門	部門長・人間発達文化学類教授	中村 恵子
	副部門長・特任教授	本多 環
	研究員	黒澤 歩美
	客員教授	森 知高
地域復興支援部門	客員研究員	須佐 朋恵
	部門長・経済経営学類准教授	吉田 樹
	副部門長・特任教授	天野 和彦
	人間発達文化学類准教授	小松 賢司
	行政政策学類教授	阿部 浩一
	行政政策学類准教授	徳竹 剛
	共生システム理工学類教授	黒沢 高秀
	共生システム理工学類教授	川崎 興太
	客員教授	間野 博
	客員教授	三村 悟
	客員教授	佐藤 彰彦
	客員教授	藤本 典嗣
	客員教授	柳沼 賢治
	客員教授	齊藤 綾美
	客員准教授	高木 亨
	客員准教授	瀬戸 真之
	客員准教授	大平 佳男
	客員准教授	深谷 直弘
	客員准教授	清水 晶紀
	客員研究員	堀川 直子
	客員研究員	斎藤 喜章
	客員研究員(さすけなぶる)	稲垣 文彦
	客員研究員(さすけなぶる)	大槻 知史
	客員研究員(さすけなぶる)	定池 祐季
	客員研究員(さすけなぶる)	原田 慎
	客員研究員(さすけなぶる)	三平 洵
客員研究員(さすけなぶる)	吉田 まり子	
客員研究員(さすけなぶる)	李 仁鉄	
客員研究員(さすけなぶる)	北村 育美	
相双地域支援サテライト	特任専門員(企画・連携担当)	梅津 彩音
	特任専門員(企画・連携担当)	加藤 まゆみ
	特任専門員(富岡サテライト)	坂地 麻美子
	特任専門員(富岡サテライト)	西山 孔康
	特任専門員(富岡サテライト)	谷平 香里
	特任専門員(富岡サテライト)	品田 真優
	特任専門員(浪江サテライト)	西 康一
	特任専門員(浪江サテライト)	長田 混央
事務(研究・地域連携課)	課長	齋藤 栄一
	副課長	渡邊 弘利
	主任	神尾 彩子
	課員	北山 真理子

令和3年度 FURE年報編集委員会

委員長 吉田 樹
委員 中村 恵子
天野 和彦
葛西 裕美

令和4年3月発行

福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター(FURE)
令和3年度 年報

発行者 | 菊地 芳朗
発行所 | 福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター
〒960-1296 福島県福島市金谷川1番地
TEL : 024-504-2865 FAX : 024-548-5244
